

## 随意契約理由書

件名	北野坂寺番館昇降機改修	
契約の相手方	三菱電機ビルソリューションズ株式会社 関西支社	
根拠法令	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当	
随意契約の理由	<p>本件は昇降機を構成するかご・三方枠・乗場敷居などの部品を既設流用したうえで、巻上機・制御盤・着床装置などの制御機器の取替を行う。</p> <p>さらに建築基準法既存不適格の解消のため、耐震対策・扉の遮煙対策を追加し、安全機能の充実を図る。</p> <p>本件の取替え部品は当該機器の主要な構成部品で、他の昇降機メーカーの昇降機とは構造が異なるため互換性がなく、構成部品を調達できるのは製造会社である上記業者のみである。</p> <p>また、既存流用部品と取替部品の一体的な責任施工によって安全性を担保し、機器全体の性能及び品質を保証できるのは製造会社である上記業者のみである。</p>	
担当部署 (問合せ先)	交通局高速鉄道部施設課設備係	(電話番号 984-0179)